

## 令和 5 年度国立大学法人等施設整備の方向性

令和 4 年 5 月 23 日

国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

### 1. 基本的な考え方

国立大学法人等の施設は、創造性豊かな人材養成、独創的・先端的な学術研究の推進など、国立大学等の使命を果たすための基盤であり、その施設の整備充実を図っていくことは、我が国の未来を拓き、我が国を成長・発展へと導くものである。

また、昨今の予測困難な社会情勢にあっては、国立大学等は本来の役割である教育研究機能の強化とともに、それによる地域・社会・世界への貢献や新たな価値の提供がより一層求められている。そのためには、国立大学等が、知と人材の集積拠点として、様々なステークホルダーとの連携による創造活動を展開する「共創」の拠点となることが期待されている。

今後の国立大学法人等の施設整備にあたっては、「第 5 次国立大学法人等施設整備 5 か年計画（令和 3～7 年度）」（令和 3 年 3 月）に基づき、保有する建物の総面積の抑制を図りつつ既存施設を最大限活用することとし、必要な改修を適切な時期に実施することにより、安全性を確保しつつ 100 年程度の長寿命化のライフサイクルへの転換を目指す。また、DX の加速化やカーボンニュートラルへの対応をはじめとする社会・国際情勢の変化や、国立大学等に求められる教育研究活動への対応に必要となる機能を強化するほか、本年 1 月の総理施政方針演説\*なども踏まえ、政府全体において官民連携手法による施設整備の更なる推進が求められている。こうした取組を通じて、キャンパス全体の「イノベーション・commons（共創拠点）」の実現を目指す。

令和 5 年度の国立大学法人等の施設整備については、以下のとおり推進する。

#### （1）安全・安心の確保

- 経年 45 年以上の未改修建物を中心に、耐震対策（非構造部材を含む）や防災機能強化に配慮しつつ、効率的な長寿命化ライフサイクルを実現するための老朽改修を推進
- 法定耐用年数の 2 倍を超える基幹設備（ライフライン）を中心に計画的な更新を推進

#### （2）機能強化等への対応

- 老朽改修等にあわせて実施する、キャンパスのイノベーション・commons化に資する整備を推進

\* 第 208 回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）

「新たな官民連携を進めるにあたっては、公共施設の運営を民間に任せるセッションの一層の活用、ベンチャー・フィランソロフィーによる NPO や社会的企業への支援、社会的インパクト投資など、民による公的機能の補完も重要な論点です。」

- ・ 学修者を中心にとらえた人材育成、研究の活性化等、多様な学生・研究者や異なる研究分野の「共創」を促進し、教育研究の高度化・多様化・国際化に貢献する施設整備
  - ・ 大学の知を活用して地域や社会の課題を解決するための活動等、地域・産業界との「共創」により、地方創生や地域防災、新事業の創出等に貢献する施設整備
- 附属病院施設については、事業の継続性を十分踏まえつつ整備を推進

### (3) カーボンニュートラルに向けた取組

- 大学等施設を活用した省エネ等に資する研究成果の実証実験や、建物の新増改築、老朽化した施設の改修により ZEB（建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物）の達成を目指す取組等、カーボンニュートラルの実現に向け社会の先導モデルとなる徹底した省エネルギー対策を図った施設整備を推進

なお、推進に当たっては、政府の高等教育政策や科学技術・イノベーション政策に関する動向、今年度策定された「教育未来創造会議 第一次提言」（令和4年5月）、今後策定される「経済財政運営と改革の基本方針」、「成長戦略フォローアップ」、「統合イノベーション戦略」をはじめとした政策の動向、また「国土強靱化基本計画」を踏まえた安全性の確保、昨年度に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、附属学校については「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月）等にも留意する。

併せて、「PPP/PFI 推進アクションプラン」等を踏まえ、一定規模を超える新築・改築事業については、PFIによる整備を原則とするほか、新たな官民連携による整備手法を推進する。

## 2. 概算要求事業の評価について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、各国立大学法人等から要望された概算要求事業について、以下の考え方に基づき評価を行う。具体的な評価方法については、別添に示す。

- (1) 要求事業ごとに行う整備内容及び施設マネジメントに関する評価（個別評価）並びに、多様な財源による整備状況及び適正な事業執行等に関する法人ごとの評価（全体評価）を行い、両評価の結果を踏まえた総合評価を行う。
- (2) 病院事業については、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化等に資するため、(1)を踏まえた上で、各大学附属病院の特徴や地域特性を考慮し、医療等の変化に対応できる病院施設の整備を推進する計画になっているか評価する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な整備計画となっているか評価する。
- (3) PFI 事業については、(1)に加えて、「国立大学法人等における PFI 事業の考え方」及び「PFI 事業評価基準」に基づき、PFIに係る事項について評価する。

### 3. 概算要求事業及び予算案事業の選定について

国立大学法人等施設整備に関する検討会は、概算要求段階においては「令和5年度概算要求における事業選定の考え方」、予算編成段階においては「令和5年度予算案における事業選定の考え方」をそれぞれ決定する。両決定及び上記2. に従い検討会が実施する令和5年度概算要求事業の評価結果に基づき、予算の状況等を考慮の上、各段階において事業を選定する。